

なるほど!

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 15

新しい事業承継税制：贈与の場合②

毎回、この事業承継に関する Fax 情報は札幌近郊の企業を中心に 1,100 社超の先にお送りしています。先週は休日にあたりお休みしましたが、道内各所から事業承継に関するご相談やセミナーのご要望が増え、仲間と共に奔走しております。

政権交代という未曾有の嵐の中で、中小企業政策はどうなるのか、事業承継の支援事業の今後はどうなるのか？ハラハラしながら、ニュースに聞き耳を立てている毎日です。

地域において永年努力をし、地域に貢献して成長してきた企業の中には残念ながら「将来が不安で継がせたくない」と考えている社長が少なくない現実ですが、一方では、堅実に真面目に利益を出し、税金を払って財務内容を充実させてきた会社も、私の予想を超えて道内に多く存在していることも現実です。いずれの会社にも、事業承継は「第二創業」ですから、冷静に経営の今と将来を見つめつつ、力強く次世代にも新たな成長発展を図ってほしいものです。

後継者へ残せるものは色々考えられますが、その中の大切なものの一つが堅牢な財務体質ではないでしょうか？

社長の中には、「子孫に美田を残さず」という言葉の通り子供に財産を残すべきでないとお考えの方がいます。美田（放っておいても米がよく育つ優れた田んぼ）とは受け継ぐものではなく、自分で作り出すものであって、子孫が努力を怠ってダメになる…という教えだと思いますが、事業承継・経営の承継とは、全く逆に「美田を美田として引き継ぐこと」と言っていいでしょう。事業も後継者も、社長が育てるところに事業承継があります。

これだけ変化が速くて見通しにくい時代では、少し油断しただけでも「美田」は「荒地」に変わる恐れがあります。

ご自身の元気が十分漲っていて、やりたいことも楽しみなことも沢山あるうちに経営を承継するとしたら、後継者を計画的に取締役にして育てながら、時期を計って社長を引き継ぐと共に株式を後継社長に贈与して経営の立場を去るというシナリオは、まさに次世代に対応するための政権交代として勇氣ある決断と言えるでしょう。

株式等に係る贈与税の納税猶予を受けられるのは、全株式の 3 分の 2 までの部分です。元々 3 分の 2 を超えて株式を持っていた社長の場合は、後継社長のすでに保有する分を含めて 3 分の 2 に達するまでを贈与しますので、贈与後も手元に株式が残ります。

一方、元々後継社長の持っていた分と合わせても、3 分の 2 に満たない保有株数の場合には、ご自分の持っている株式のすべてを一括して一度に贈与しなければなりませんのでご注意ください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）